

計 量 証 明 書

整理No. K1703092-001 1/2

平成 29年 10月 27日

株式会社 大成産業

様



株式会社 第一岸本臨床検査センター
〒007-0867 北海道札幌市東区伏古七条三丁目5番10号
株式会社 第一岸本臨床検査センター 苫小牧支社
濃度（北海道第643号）熱量（北海道第3号）
〒053-0816 北海道苫小牧市日吉町2丁目8番9号
TEL 0144-72-5712 FAX 0144-74-2171

環境計量士 中村 陽介

受付年月日	平成 29年 10月 13日	受付方法	先方採取
採取年月日	平成 29年 10月 12日	採取時刻	12時50分
天 候	雨	温 度	気 温 13.0℃ 水 温 14.0℃
採 取 者	中島 純輝	検査担当者	竹本 成孝
施 設 名	安定型廃棄物最終処分場		
試 料 名	浸透水		
採 取 場 所	浸透水		
特 記 事 項			

(当方採取以外の試料については依頼者のお申し出により記入いたしました。)

ご依頼をうけました上記試料について計量した結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	計量の結果	単 位	計 量 の 方 法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
総水銀	0.0005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
カドミウム	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001	mg/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.003	mg/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	mg/L	JIS K 0102 38.1.2及び38.5
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
備 考	※ NDは不検出を示し、()内の数値は定量下限値を示す。		

計 量 証 明 書

整理No. K1703092-001 2/2

平成 29 年 10 月 27 日

株式会社 大成産業

様



株式会社 第一岸本臨床検査センター

〒007-0867 北海道札幌市東区伏古七条三丁目5番10号

株式会社 第一岸本臨床検査センター 苫小牧支社

釧路（北海道第643号）熱室（北海道第4号）

〒053-0816 北海道苫小牧市日吉町2丁目3番8号

TEL 0144-72-5712 FAX 0144-74-2171

環境計量士 中村 陽介

受付年月日	平成 29 年 10 月 13 日	受付方法	先方採取
採取年月日	平成 29 年 10 月 12 日	採取時刻	12時50分
天 候	雨	温 度	気 温 13.0℃ 水 温 14.0℃
採 取 者	中島 純輝	検査担当者	竹本 成孝
施 設 名	安定型廃棄物最終処分場		
試 料 名	浸透水		
採 取 場 所	浸透水		
特 記 事 項			

(当方採取以外の試料については依頼者のお申し出により記入いたしました。)

ご依頼をうけました上記試料について計量した結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	計量の結果	単 位	計 量 の 方 法
チウラム	0.0006 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
シマジン	0.0003 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5の第1
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.002	mg/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表7 第3
クロロエチレン	0.0002 未満	mg/L	平成9年 環境庁告示第10号 付表
-以下余白-			
備 考	※ NDは不検出を示し、()内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。